

あなたの思いが社会に生きる

公益信託

内容

■ 公益信託とは

■ 公益信託 Q&A

- 設定手続きはどうすればいいですか？
- 設定後はどうなりますか？
- 信託できる財産にはどのようなものがありますか？
- 財産はしっかり管理されますか？
- どのような費用がかかりますか？
- 税制上の取扱いはどのようになっていますか？
- 公益活動にはどのようなものがありますか？

※ 2026(令和8)年4月に、改正公益信託法が施行され、公益信託の受託者の範囲や信託できる財産が拡大されるとともに、助成事業以外の公益的な活動も行うことができるようになりました。



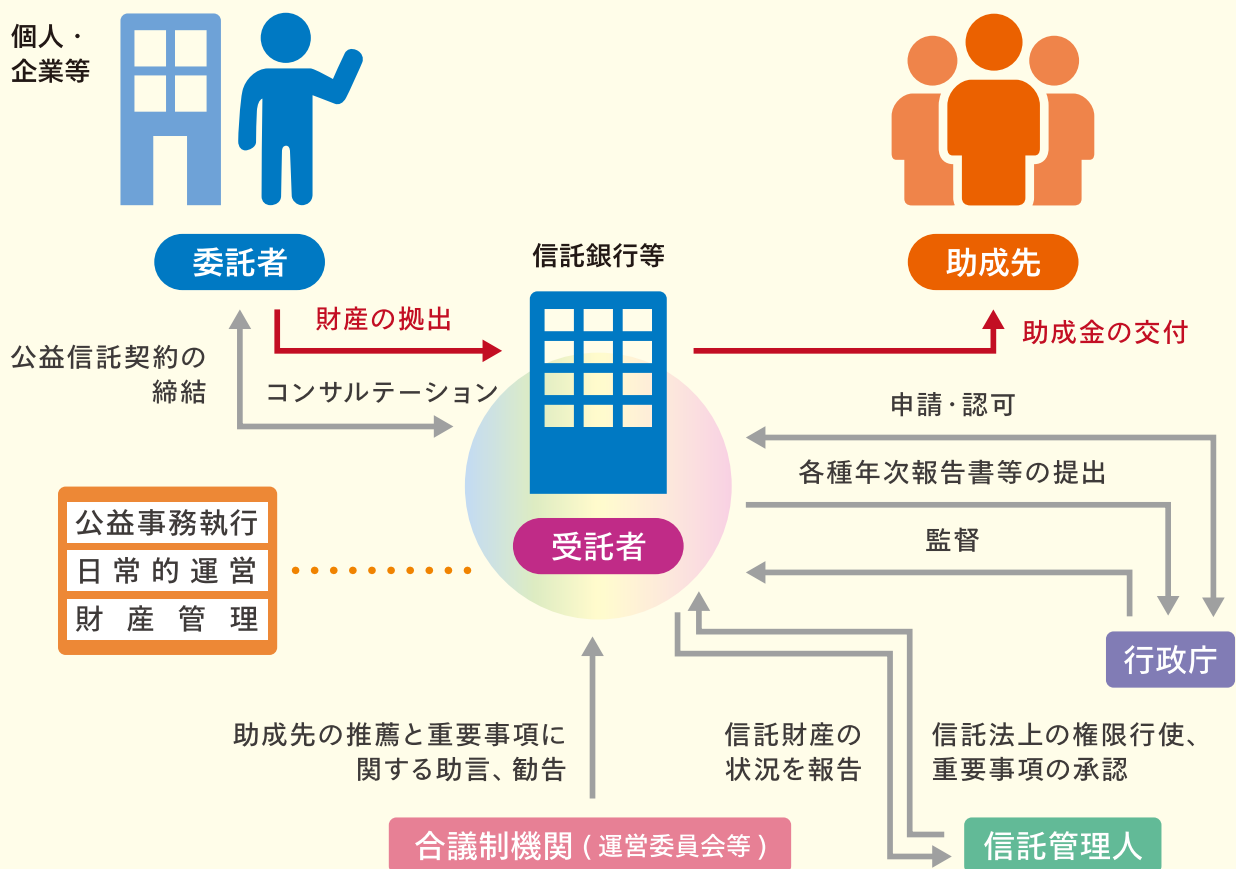
公益信託とは

公益信託は、公益活動のために、自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする企業等が**委託者**となり、自らの財産を**受託者**に信託し、受託者は、委託者の想いを実現するために定められた公益信託の目的に従い、その財産を管理・運用し、公益活動を継続的に行う制度です。

※ 本リーフレットにおいて、「信託銀行等」とは、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社のことを指します。

以下の図は、信託銀行等が受託者となり、助成金の給付を実施する公益信託を表しています。

公益信託のしくみ



公益信託の特色

公益信託は、公益財団法人とほぼ同様の機能がありますが、独自の事務所と専任の職員を置く必要がないこと、信託財産を管理、運用して公益活動に活用すること等、効率的、弾力的な運営を行うことができます。

また、公益信託の名称には、お名前や会社名を入れることができるため、そのお志は長く顕彰されます。



公益信託 Q&A

公益信託についての理解をより深めていただくために、公益信託の主な内容を「公益信託 Q&A」としてまとめました。

設定手続きはどうすればいいですか？

受託者が行政庁への認可申請等をすべて行います。

設定後はどうなりますか？

信託終了まで、助成金の交付等の公益事務や行政庁への各種報告等は、すべて受託者が行います。

信託できる財産にはどのようなものがありますか？

公益信託の対象となる財産の種類には制限がないため、金銭以外の有価証券や不動産などの各種財産も信託の対象となりえますが、公益信託の目的に沿ったものであることが必要ですので、受託者と、どのような財産であれば事業に使うことが可能か、よくご相談ください。

財産はしっかり管理されますか？

信託契約に基づいた事業計画が作成され、公益信託の目的に沿って信託財産を利用し、公益事務を行います。

また、受託者は、「信託法」および「公益信託法」による、さまざまな義務（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等）を負っています。受託者が信託銀行等の場合には、これらに加えて、「信託業法」等による監督や事業者としての規律に服することになります。

また、信託された財産（信託財産）は、受託者の固有財産や他の信託財産とは分別して管理されていますので、独立性が保たれます。

さらに、信託管理人が選任され、受託者の職務のうち重要な事項について承認・同意を与えることとなっていますので、公益信託の目的に沿った運営が確実に行われます。また、適切な公益信託事務が行われるよう行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）の監督も受けます。なお、受託者が信託銀行等の場合には金融庁等の監督も受けます。

どのような費用がかかりますか？

公益事務（助成金の給付事務等）およびそれに付随する事務処理に伴う費用としては、運営委員会等に係る経費、渉外費用、租税公課、送金手数料、パンフレットその他の印刷物等の作成・印刷・郵送等の費用、その他信託管理人の承認を得た費用などがあります。また、受託者・信託管理人への公益信託報酬があります。

これらの費用や信託報酬は、信託財産から支払われることが一般的ですが、上にあげたものを含む個別の費用項目や信託報酬の考え方、支払方法については、信託契約等によって定められます。

税制上の取扱いはどのようになっていますか？

① 信託設定時

公益信託を設定した委託者および公益信託へ寄附した寄附者に対して、以下の表のとおり取り扱われております。

委託者 (寄附者)	個人	寄附金控除 (相続または遺贈により取得した財産を支出した場合には相続税非課税)
	法人	一般寄附金と別枠で損金算入

② 運用時

公益信託の信託財産の運用収益については、所得税は課せられません。

③ 公益信託を生前に設定した「個人」が死亡した時

公益信託の信託財産については、委託者（寄附者）の保有する財産とはみなされないため、相続税は課税されません。

なお、このほか、土地、建物などの財産を信託財産とする場合、個人が公益法人等に対して財産を贈与または遺贈した場合の譲渡所得等の非課税措置を受けることができる場合があります。

公益活動にはどのようなものがありますか？

公益信託法の改正前から実施されていた、助成金支給等の公益事務を行う場合の例は、以下のようなものがあります。

主な公益活動

奨学金支給

勉学の意思を持ちながら、経済的理由により修学が困難な国内の学生に対して奨学金の支給を行うものです。

学術研究などへの助成

医学、科学技術等の自然科学の研究や人文科学等の研究に対する助成、国内外の学術交流の費用の助成を行うものです。

各種の教育振興活動への助成

学校教育、障がい者教育、青少年等を対象とするスポーツ・文化・芸術活動等社会教育の振興活動に対する助成を行うものです。

国際協力・国際交流推進

海外の経済、技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を行うものです。

社会福祉事業への助成	社会福祉の向上のために活動する個人、団体、福祉施設に対して助成を行うものです。
芸術・文化振興	音楽、美術、工芸等の芸術活動、文化の調査・研究、芸術の普及向上活動、文化財の保存および活用等、芸術・文化振興活動に対する助成を行うものです。
街づくりなどへの助成	地方公共団体、土地区画整理組合などから信託された財産をもとに、街づくりや都市環境の整備・保全活動に対して助成を行うものです。
自然環境の保全などへの助成	国内外の優れた自然環境の保全、絶滅危惧種の保護、国土の緑化事業の推進などのために活動している団体・個人に対して助成を行うものです。

公益信託については、当協会ホームページ（<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>）でも紹介しておりますので、あわせてご覧ください。

まずはこちら



イチから学ぶ公益信託

より詳しく知りたい方は



当協会ホームページメインサイト公益信託



公益信託
データベース

■公益信託データベース

信託協会加盟会社が受託している具体的な事例は、信託協会ホームページの「公益信託データベース」にて、目的、活動内容、受託者名などを検索・閲覧することができます。



パンフレット・
リーフレットの
ご紹介

■公益信託に関するパンフレットのご紹介

また、さらに詳しく知りたい方向けに、本リーフレットの外、当協会では、パンフレット「公益信託 その制度のあらまし」を発行しております。
当協会ホームページの「パンフレット・リーフレットのご紹介」ページをご覧ください、「刊行物お申込みフォーム」よりお申込み下さい。



信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社（以下「信託銀行等」といいます。）の業務に対するご要望や苦情もお受けしています。

●受付時間 午前9時～午後5時15分

（土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）

●電話 **03-6206-3988** または  **0120-817-335**

（スマートフォン・携帯電話の方）

（固定電話の方）

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/issue.html>



信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル1階

TEL.03-6206-3981

ホームページ：<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>



信託協会

検索